

**【表紙】**

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月11日
【四半期会計期間】	第115期第2四半期(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)
【会社名】	曙ブレーキ工業株式会社
【英訳名】	AKEBONO BRAKE INDUSTRY CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 信元久隆
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋小網町19番5号
【電話番号】	03(3668)5171(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 CFO 荻野好正
【最寄りの連絡場所】	埼玉県羽生市東5丁目4番71号
【電話番号】	048(560)1501
【事務連絡者氏名】	経理部長 岡田拓信
【縦覧に供する場所】	曙ブレーキ工業株式会社 Ai-City(本社) (埼玉県羽生市東5丁目4番71号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第114期 第2四半期 連結累計期間	第115期 第2四半期 連結累計期間	第114期 第2四半期 連結会計期間	第115期 第2四半期 連結会計期間	第114期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日	自平成21年 7月1日 至平成21年 9月30日	自平成22年 7月1日 至平成22年 9月30日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高(百万円)	58,880	116,781	31,527	60,345	130,604
経常利益又は経常損失( ) (百万円)	650	7,636	609	3,431	2,670
四半期(当期)純利益又は四半期 純損失( )(百万円)	167	4,952	426	2,525	2,061
純資産額(百万円)	-	-	34,420	54,530	49,086
総資産額(百万円)	-	-	158,292	174,448	164,120
1株当たり純資産額(円)	-	-	272.53	357.68	330.76
1株当たり四半期(当期)純利益 又は四半期純損失( )(円)	1.56	37.38	3.97	19.06	17.80
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益(円)	-	37.25	3.95	18.99	17.76
自己資本比率(%)	-	-	18.5	27.2	26.7
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,916	5,275	-	-	3,187
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	7,010	2,507	-	-	13,374
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,822	1,836	-	-	32
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	-	-	28,421	22,441	21,552
従業員数(名)	-	-	6,432	7,450	6,984

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第114期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

なお、連結子会社であるピーティートゥリダールマヴィセサは、ピーティーアケボノブレーキアストラインドネシアに商号を変更しております。

## 4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況 平成22年9月30日現在

従業員数（名）	7,450 (1,168)
---------	---------------

- (注) 1 従業員数は就業人員数であります。  
2 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の当第2四半期連結会計期間の平均雇用人数であります。  
3 臨時従業員には、期間工、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況 平成22年9月30日現在

従業員数（名）	983 (51)
---------	----------

- (注) 1 従業員数は就業人員数であります。  
2 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の当第2四半期会計期間の平均雇用人数であります。  
3 臨時従業員には、期間工、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同四半期比(%)
日本	21,448	-
北米	31,414	-
欧州	720	-
中国	1,354	-
タイ	804	-
インドネシア	3,467	-
合計	59,206	-

(注) 1 金額は、販売価格によるものであります。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 受注実績

当第2四半期連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同四半期比(%)	受注残高(百万円)	前年同四半期比(%)
日本	22,274	-	7,689	-
北米	30,178	-	8,162	-
欧州	805	-	332	-
中国	1,396	-	501	-
タイ	873	-	270	-
インドネシア	3,489	-	1,278	-
合計	59,014	-	18,231	-

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
日本	22,447	-
北米	31,551	-
欧州	727	-
中国	1,317	-
タイ	834	-
インドネシア	3,469	-
合計	60,345	-

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
 2 セグメント間の取引については相殺消去しております。  
 3 前第2四半期連結会計期間及び当第2四半期連結会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。なお、本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

相手先	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
日産自動車株	4,864	15.4	-	-
General Motors Corporation	-	-	15,717	26.0
Ford Motor Company	-	-	6,326	10.5

2【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
 また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

#### 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものでありますが、予測しえない経済状況の変化等さまざまな要因があるため、その結果について、当社が保証するものではありません。

##### (1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間の我が国経済は、収益構造改善効果により企業業績に急速な回復がみられるものの、個人消費の低迷や失業率の高さ、急激な円高の進行、株価の低迷など、不安要因によって景気の持ち直しの動きにブレーキがかかり、先行きの景況感悪化がみられました。一方、海外では、中国を中心としたアジア新興国が好調を維持しているものの、欧米においては経済に対する不透明感もあり世界経済全体では景気の足踏み感がみられました。

自動車業界においては、アジアの自動車販売台数は引き続き好調であり、北米においても販売台数は緩やかに回復してきております。また、日本においても政府の需要喚起策に対する駆け込み需要により生産台数は順調に回復しておりますが、その反動が下半期以降の市場に与える影響は不透明な状況となっております。欧州においては市場の回復には至っておらず依然として厳しい状況となっております。

このような状況のもと、当社グループの受注は各地域において概ね増加していることに加え、昨年12月末にロバートボッシュL.L.C.より譲受けた米国の2工場の増加により、第2四半期連結会計期間における売上高は603億円（前年同期比91.4%増）と大幅な増収となりました。この結果、営業利益は39億円（前年同期比307.4%増）、経常利益は34億円（前年同期比463.3%増）、特別利益として持分変動利益（1）等が計上され四半期純利益は25億円（前年同期比493.0%増）となりました。

（1）曙ブレーキ産機鉄道部品販売㈱に係わる第三者割当増資に伴い持分変動利益が336百万円計上されております。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

##### 日本

エコカー補助金等に対する駆け込み需要や輸出の持ち直しにより、売上高は244億円（前年同期比18.8%増）となりました。利益面では、原材料価格の上昇があったものの増産効果や前年度行ったコスト構造改革の効果などにより、営業利益は21億円（前年同期比224.3%増）となりました。

##### 北米

第1四半期から引き続き自動車販売台数は緩やかな回復基調にあり当第2四半期連結会計期間においても受注は増加傾向にあります。この受注増加に加え、昨年12月末にロバートボッシュL.L.C.より北米事業を譲受けたことにより、売上高は316億円（前年同期比293.9%増）と大幅な増収となりました。利益面では、増産効果及び前年度末に計上した「在外子会社の事業譲受に係る特定勘定」（2）を11億円取崩したことにより営業利益は7億円（前年同期は営業損失3億円）となりました。

（2）前年度末にロバートボッシュL.L.C.より譲受けた事業について、事業譲受け後に発生することが予想される営業損失に対して連結貸借対照表の「在外子会社の事業譲受に係る特定勘定」として固定負債に計上したものであります。

##### 欧州

売上高は10億円（前年同期比14.0%減）と減収になった結果、営業損失は0.5億円（前年同期は営業利益0.7千万円）となりました。

##### 中国

第1四半期から引き続き日系自動車メーカーからの受注が好調に推移し、売上高は13億円（前年同期比67.9%増）、営業利益は2億円（前年同期比95.3%増）となり黒字化が定着してきました。

##### タイ

ディスクブレーキに加え、ブレーキパッドの生産も軌道に乗りつつある中で受注が順調に増加し、売上高は9億円（前年同期比62.6%増）、営業利益は1億円（前年同期は営業利益0.1千万円）となりました。

##### インドネシア

景気の拡大に伴って前年度から引き続き日系の二輪車及び四輪車メーカーからの受注が好調に推移し売上高は38億円（前年同期比45.3%増）、営業利益は7億円（前年同期比69.9%増）となりました。

## (2) 財政状態の分析

### (資産)

当第2四半期連結会計期間末の資産は1,744億円と前連結会計年度比103億円の増加となりました。

流動資産は882億円と前連結会計年度末比150億円の増加となり、固定資産は863億円と前連結会計年度末比47億円の減少となりました。

主な要因は、北米での事業譲受けによる売上高の増加に伴い受取手形及び売掛金が148億円増加した一方で、有形固定資産が36億円減少及び業績回復による繰越欠損金の一部解消により長期の繰延税金資産が6億円減少したことであります。

### (負債)

当第2四半期連結会計期間末の負債は1,199億円と前連結会計年度末比49億円の増加となりました。

流動負債は534億円と前連結会計年度末比151億円の増加となり、固定負債は665億円と前連結会計年度末比102億円の減少となりました。

主な要因は、北米での事業譲受けによる仕入高の増加に伴い、支払手形及び買掛金が126億円増加した一方で、長期借入金（一年内返済予定の長期借入金含む）は約定弁済により28億円減少及び在外子会社の事業譲受けに係る特定勘定が22億円減少したことであります。

### (純資産)

当第2四半期連結会計期間末の純資産は545億円と前連結会計年度末比54億円の増加となりました。主な要因は、利益剰余金が43億円増加及び曙ブレーキ産機鉄道部品販売(株)が第三者割当増資をしたこと等により少数株主持分が18億円増加したことであります。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は224億円（前連結会計年度末比9億円の増加）となりました。

当第2四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、35億円の収入（前年同期比18億円の増加）となりました。主な要因は、税金等調整前四半期純利益38億円や減価償却費25億円があった一方で、賞与引当金の減少14億円やたな卸資産の増加額11億円があったことによるものです。

当第2四半期連結会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは、9億円の支出（前年同期比18億円の支出減少）となりました。主な要因は、有形固定資産の取得による支出9億円によるものです。

当第2四半期連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは、36億円の支出（前年同期比28億円の支出増加）となりました。主な要因は、短期借入金の純減額28億円や長期借入金の返済による支出18億円があった一方で、少数株主からの払込みによる収入が13億円あったことによるものです。

## (4) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は329百万円であり、この他に日常的な改良に伴って発生した研究開発関連の費用は2,749百万円であります。

なお、当第2四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

## (5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は株式会社の支配に関する基本方針について定めており、その内容は次のとおりであります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大量の株式買付行為に応じて当社株式の売買を行うかどうかは、最終的には当該株式を保有する株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社グループの企業価値を将来にわたって向上させるためには、中長期的な視点での企業経営が必要不可欠であり、そのためには、お客様、お取引先、従業員、地域社会などとの良好な関係の維持はもとより、1929年の創業以来、当社が築き上げてきた様々な専門的・技術的なノウハウの活用など、当社グループの深い理解による事業の運営が必須です。

また、突然の大量の株式買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当なものかどうかを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料になると考えます。

そこで、当社としましては、大量の買付行為を行う買付者において、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、一定の評価期間の経過を待つべきであると考えております。また、かかる合理的なルールに違反する買付行

為に対して、当社取締役会が当該ルールに従って適切と考える方策をとることは、当社株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

もっとも、当社は、大量の買付行為に応じて当社株式の売買を行うかどうかは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えておりますので、当該買付行為への対応策の導入・継続・廃止や当該対応策に基づく具体的な対抗措置の発動の是非については、基本的には当社株主総会における株主の皆様のご意向を直接確認することが望ましいと考えております（以上の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する考え方について、以下「本基本方針」といいます。）。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の本基本方針の実現に資する特別な取組み

#### 1. 本基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業理念を『私達は「摩擦と振動、その制御と解析」により、ひとつひとつのいのちを守り、育み、支え続けていきます』と定め、経営方針である「お客様第一」「技術の再構築」「グローバル体制の確立」に基づき、ブレーキ製品関連事業に経営資源を集中した事業展開により、業績の拡大を行ってまいりました。

平成20年3月19日に公表した3ヵ年中期経営計画「akebono New Frontier 30」では、「将来に向けた技術の差別化」「革命的な原価低減」「アジアを含めたグローバル化の加速」の3本柱で業績の拡大と企業価値の向上を目指すとしておりました。この中で平成22年度（平成23年3月期）に実現すべき定量目標なども掲げておりましたが、平成20年9月の金融危機以降の世界規模での不況の状況下これらの目標を改定する必要が出てまいりましたので、新たに平成22年4月1日をスタートとして平成24年度（平成25年3月期）にわたる3ヵ年新中期経営計画「akebono New Frontier 30 ローリングプラン2010」を策定いたしました。その概要は下記の通りです。

基本的な会社が目指す方向は「長期的に世界の30%程度の自動車用ブレーキパッドのシェアを目指す」という従来の経営計画での目標と変わっておりませんが、ここ2年にわたる自動車産業を取り巻く激変する経営環境に対応して諸政策の変更をいたしております。

従来からの3本柱として下記を継続的な課題として業績の拡大を目指します。

< 将来に向けた技術の差別化 >

将来のブレーキ市場で「コスト面での圧倒的な強さ」「環境面で他社が追従できないような技術」「高性能車に装着される製品」「コンパクト市場でも大きなシェアを取るための技術」などを技術の大きな方向として設定していきます。

< 革命的な原価低減 >

平成21年度（平成22年3月期）に大きく前進のあった固定費の削減をベースとして、筋肉質なコスト構造を引き続き目指します。

< アジアを含めたグローバル化の加速 >

平成20年度から平成22年度の3ヵ年計画であった「akebono New Frontier 30」で一定の成果を挙げつつあるアジア事業の拡充による当社の生産体制のグローバル化を加速させていきます。具体的には、日・米・欧・アジアそれぞれの地域での大きなプレゼンスを持つことを喫緊の課題と認識して諸施策を実行します。当社は、昨年ドイツのBOSCH社から譲渡を受けた北米事業の「新築」及び、アジア事業の基盤をさらに強化することに注力いたします。

具体的には、当年度において

1. 再び、「自工程完結」による可動率向上20%
2. 北米事業の「新築」
3. アジア事業基盤強化

を方針として掲げております。

#### 2. 本基本方針の実現に資する特別な取組みに関する当社取締役会の考え方

上記の中期経営計画に基づく取組みは、当社グループの市場価値を向上させ、その結果、当社株主共同の利益を著しく損なう買付者が現れる危険性を低減するものですから、本基本方針に沿うものであると考えます。また、かかる取組みは、当社グループの価値を向上させるものですから、当社株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えます。



本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（当社株券等の大量買付行為に関する対応策）

当社は、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株券等の大量の買付行為への対応策として、以下に定める内容の合理的なルール（以下「大量買付ルール」といいます。）を設定いたします。

なお、に記載する当社株券等の大量買付行為への対応策を以下「本プラン」といいます。

#### 1. 本プランの対象

本プランは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）を適用対象とします。但し、あらかじめ当社取締役会が同意した買付行為は、本プランの適用対象からは除外いたします。

なお、本プランの適用を受ける買付行為を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行う者を以下「大量買付者」といいます。

注1：特定株主グループとは、

- ( ) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）並びに当該保有者との間で又は当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（以下「準共同保有者」といいます。）又は、
- ( ) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- ( ) 特定株主グループが、注1の( )記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとし、）と、当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合（但し、ととの合算において、ととの間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。）又は、
- ( ) 特定株主グループが、注1の( )記載の場合は、当該大量買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計を意味します。

なお、各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

#### 2. 大量買付ルールの内容

##### (1) 大量買付ルールの概要

大量買付ルールは、大量買付行為が行われる場合に、(i)大量買付者に対し、事前に当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、( )当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、( )取締役会が株主の皆様当社経営陣の計画、代替案等の提示や、大量買付者との交渉を行ない、( )当該大量買付行為に対処対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様意思を確認するための株主総会を開催する手続きを定め、かかる株主の皆様意思を確認する機会を確保するため、大量買付者には、上記(i)乃至( )の手続きが完了するまで大量買付行為の開始をお待ちいただくことを要請するものです。

##### (2) 情報の提供

大量買付者には、大量買付行為の実行に先立ち、当社代表取締役宛に、大量買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大量買付行為の概要を明示した、大量買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、意向表明書受領後10営業日以内に、大量買付者から提供いただくべき本必要情報のリストを当該大量買付者に交付します。当社取締役会は、大量買付者から提供された情報を精査し、必要に応じて当社取締役会から独立した外部専門家等と協議の上、当該情報だけでは不十分と認められる場合には、大量買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

本必要情報の具体的内容は、大量買付者の属性、大量買付行為の目的及び内容によって異なりますが、一般

的な項目の一部は以下のとおりです。

大量買付者及びそのグループ（共同保有者、準共同保有者及び特別関係者を含みます。）の概要（大量買付者の事業内容、資本構成、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）

大量買付行為の目的及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）

当社株券等の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下「買付後経営方針等」といいます。）

当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関し、大量買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容

なお、大量買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

### (3) 取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の大量買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて当社取締役会から独立した外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉したり、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

### (4) 当社株主総会における株主意思の確認

当社取締役会は、大量買付者において大量買付ルールが遵守されている場合、原則として、取締役会評価期間満了後に以下に定める要領に従って、すみやかに当社株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催し、株主の皆様のご判断に基づいて、大量買付行為に対し、対抗措置を発動すべきか否かを決するものとします。

但し、当社取締役会は、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かの判断を委ねるのが相当と判断する場合には、株主意思確認総会を開催しないことができるものとします（この場合、当社取締役会は、当該大量買付行為に対し対抗措置をとりません。）。

当社取締役会は、株主意思確認総会において議決権を行使しうる株主を確定するために基準日（以下「本基準日」といいます。）を設定するため、本基準日の2週間前までに当社定款に定める方法により公告します。

株主意思確認総会において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主とします。

当社取締役会は、株主意思確認総会において株主の皆様が発動の是非をご判断いただくべき対抗措置の具体的な内容を、事前に決定のうえ、公表します。

株主意思確認総会の決議は、法令及び当社定款第43条に基づき、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する当社株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものとします。

大量買付者は、株主意思確認総会終結時まで、当社株券等の買付けを開始してはならないものとします。

（なお、大量買付者が株主意思確認総会終結時まで当社株券等の買付けを開始したときは、当社取締役会は、株主意思確認総会の開催を中止し、当社取締役会の決議のみにより対抗措置を発動することができるものとします。）

当社取締役会は、株主意思確認総会にて株主の皆様が判断するための情報等に関し、重要な変更等が発生した場合には、本基準日を設定した後であっても、本基準日の変更、又は株主意思確認総会の開催の延期若しくは中止をすることができるものとします。

### 3. 大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合

大量買付者により大量買付ルールが遵守された場合は、上述のとおり、当社取締役会は、株主意思確認総会において対抗措置の発動を承認する決議がなされない限り、大量買付行為に対する対抗措置をとりません。

### 4. 大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合

大量買付者により大量買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大量買付行為に対抗する場合があります。大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の適否は、当社取締役会から独立した外部専門家等の意見も参考にし、当社取締役会が決定します。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は（注）新株予約権概要に記載のとおりです。

なお、大量買付者により、大量買付ルールが遵守されなかった場合であっても、当社取締役会は、株主の皆様のご意思を尊重する趣旨から、上記2（4）に定める要領に従って株主意思確認総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくこともできるものとします。

### 5. 株主・投資家に与える影響等

#### (1) 本プランの導入・継続が株主・投資家に与える影響等

本プランは、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を当社株主の皆様へ提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保し、最終的には大量買付行為の提案を受けた時点における株主の皆様により対抗措置の発動の是非を直接的に判断していただくことを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主価値の確保・向上につながるものと考えます。従いまして、本プランの導入及び継続は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、前記3.及び4.において述べたとおり、大量買付者が大量買付ルールを遵守するか否かにより大量買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大量買付者の動向にご注意ください。

#### (2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合等一定の場合には、当社取締役会は、当社株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大量買付ルールを遵守しない大量買付者、及び株主の皆様が株主意思確認総会において対抗措置を発動することが相当と判断した大量買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。例えば、具体的対抗措置として無償割当てによる新株予約権の発行を決議した場合に、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以後に当該決議を撤回することは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

#### (3) 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

##### イ. 株主名簿への記載・記録の手続き

対抗措置として、当社取締役会又は株主意思確認総会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、新株予約権無償割当てに係る割当期日を公告いたします。割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様が新株予約権の割当てを受けるためには、割当期日における最終の株主名簿に株主として記載又は記録される必要があります。

#### ロ．新株予約権の行使の手続き

対抗措置として、当社取締役会又は株主意思確認総会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、新株予約権の行使請求書（行使に係る新株予約権の内容・数等の必要事項及び株主ご自身が特定株主グループに属する者でないこと等について確認する旨の文言を記載した当社所定の書式によるものとします。）その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、原則として、新株予約権1個当たり1円以上で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、新株予約権1個につき、当社取締役会が別途定める数の当社株式が発行されることとなります。

#### ハ．当社による新株予約権の取得の手続き

当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって新株予約権を取得します。また、新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様へ交付するときは、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定株主グループに属する者でないこと等について確認する旨の文言を記載した当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。また、新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様へ交付するために振替株式を記録するための口座の情報の提供をお願いすることがあります。

なお、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細等につきましては、対抗措置に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

#### 6．本プランの有効期限

平成22年6月18日開催の当社第109回定時株主総会において本プラン継続の承認議案が可決されたこととともない、本プランの有効期限は、平成23年6月30日までに開催される第110回定時株主総会の終結の時までとします。但し、当社第110回定時株主総会において本プランを継続することが承認された場合は、かかる有効期限は更に1年間延長されるものとし、その後も同様とします。当社取締役会は、本プランを継続することが承認された場合、その旨を速やかにお知らせします。

但し、本プランは、有効期限の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会の決議に基づいて、廃止することができるものとします。また、当社株主共同の利益の保護の観点から、関係法令の整備や、東京証券取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、当社株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。但し、関係法令及び取引所規則等の改廃に伴う、実質的な内容の変更を含まない本プランの技術的修正については、当社取締役会決議により行うことができるものとします。これらの変更又は修正を行う場合には、その内容を速やかにお知らせします。

なお、本プランの有効期限は当社第110回定時株主総会の終結の時までの約1年間ですので、取締役会が本プランの継続の承認を求める議案を同定時株主総会に提出しなければ本プランは延長されず失効しますし、また、有効期限の満了前に当社株主総会又は取締役会の決議に基づき本プランを廃止することもできます。さらに、本プランにおいては、取締役会があらかじめ同意をすれば、特定の当社株券等の買付行為に対する本プランの適用を排除することもできます。以上から、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策。）ないしスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策。）のいずれにもあたりません。

#### 7．本プランが本基本方針に沿うものであること、当社株主共同の利益を損なうものではないこと、及び当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

##### (1) 本プランが本基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付ルールの内容、大量買付行為が為された場合の対応方針、株主及び投資家の皆様へ与える影響等を規定するものです。

本プランは、大量買付者が大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、株主の皆様へ当社取締役会が対抗措置をとることの是非を株主意思確認総会において直接的に意思を確認した後にのみ当該大量買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大量買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがある旨を定めております。

また、大量買付ルールが遵守されている場合は、原則として株主意思確認総会における株主の皆様のご判断に基づいて、大量買付行為に対して対抗措置を発動すべきか否かを決するものとしており、対抗措置の発動を承認する決議がなされない限り、大量買付行為に対する対抗措置をとらない旨を定めております。

このように本プランは、本基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

(2) 本プランが当社株主共同の利益を損なうものではないこと

で述べたとおり、本基本方針は、当社株主共同の利益を尊重することを前提としています。本プランは、本基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障し、最終的には大量買付行為の提案を受けた時点における株主の皆様により対抗措置の発動の是非を判断していただくことを目的としております。本プランによって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本プランが当社株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本プランの発効・延長が当社株主の皆様の承認を条件としており、当社株主が望めば本プランの廃止も可能であることは、本プランが当社株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

(3) 本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本プランは、大量買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主共同の利益を守るために必要な範囲で大量買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本プランは当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本プランの規定に従って行われ、原則として株主の皆様は株主意思確認総会において直接的に発動の是非を判断していただきます。また、当社取締役会は単独で本プランの発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

以上から、本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

(注) 新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件  
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会で定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 発行する新株予約権の総数  
新株予約権の割当総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。
5. 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件  
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者に行使を認めないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
7. 新株予約権の行使期間等  
新株予約権の行使期間、取得事由及び取得条件その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	440,000,000
計	440,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年11月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	135,992,343	135,992,343	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	135,992,343	135,992,343	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成22年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

#### (2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第3回(B)新株予約権(平成18年7月3日発行)

株主総会の特別決議日(平成18年6月20日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	595
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数100株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	59,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100(1株当たり1円)
新株予約権の行使期間	平成23年7月4日～平成28年7月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の1個当たりの一部行使はできないものとします。その他の細目については、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-



第4回(A)新株予約権(平成19年7月2日発行)  
株主総会の特別決議日(平成19年6月21日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	81
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数100株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100(1株当たり1円)
新株予約権の行使期間	平成21年7月3日~平成23年7月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の1個当たりの一部行使はできないものとします。その他の細目については、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

第4回(B)新株予約権(平成19年7月2日発行)  
株主総会の特別決議日(平成19年6月21日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	769
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数100株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	76,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100(1株当たり1円)
新株予約権の行使期間	平成24年7月3日~平成29年7月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の1個当たりの一部行使はできないものとします。その他の細目については、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

第5回(A)新株予約権(平成20年6月20日発行)  
株主総会の特別決議日(平成20年6月19日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	168
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数100株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	16,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100(1株当たり1円)
新株予約権の行使期間	平成22年6月21日～平成24年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の1個当たりの一部行使はできないものとします。その他の細目については、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

第5回(B)新株予約権(平成20年6月20日発行)  
株主総会の特別決議日(平成20年6月19日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	585
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数100株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	58,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100(1株当たり1円)
新株予約権の行使期間	平成20年6月21日～平成50年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役又は取締役を兼務しない役付執行役員を退任した日の翌日から10日を経過するまでの期間に限り、新株予約権を行使できるものとします。ただし、新株予約権者が死亡した場合はこの限りでない。各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。また、その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

第6回(A)新株予約権(平成22年6月21日発行)  
株主総会の特別決議日(平成22年6月18日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	797
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数100株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	79,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100(1株当たり1円)
新株予約権の行使期間	平成24年6月22日～平成26年6月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の1個当たりの一部行使はできないものとします。その他の細目については、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

第6回(B)新株予約権(平成22年6月21日発行)  
株主総会の特別決議日(平成22年6月18日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,442
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数100株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	144,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100(1株当たり1円)
新株予約権の行使期間	平成22年6月22日～平成52年6月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役又は取締役を兼務しない役付執行役員を退任した日の翌日から10日を経過するまでの期間に限り、新株予約権を行使できるものとします。ただし、新株予約権者が死亡した場合はこの限りでない。各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。また、その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年7月1日～ 平成22年9月30日 (注)	-	135,992	-	19,939	4,800	4,993

(注) 平成22年6月18日開催の第109回定時株主総会において、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の減少を行い、その他資本剰余金へ振替えることを決議いたしました。なお、効力発生日は平成22年7月31日であります。

(6)【大株主の状況】

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1	15,495	11.39
ロバート ボッシュ エルエルシー (常任代理人株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	2800 South 25th Avenue, Broadview, IL 60155-4594 U.S.A. (東京都中央区月島4-16-13)	12,597	9.26
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山2-5-1	10,553	7.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	6,388	4.69
ドイチェ バンク アーゲー フランクフルト ドメスティック カストディー サービスーズ (常任代理人株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	Alfred-Herrhausen-Allee 16-2465760 Eschborn Germany (東京都中央区月島4-16-13)	5,900	4.33
いすゞ自動車株式会社	東京都品川区南大井6-26-1	5,748	4.22
ビービーエイチ ポストン メツラー インベ ストメント ゲーエムベアー フランクフルト (常任代理人株式会社三菱東京UFJ銀行)	Grosse Gallusstrasse 18 D-60311 Frankfurt, Germany 0328 (東京都千代田区丸の内2-7-1)	5,261	3.86
株式会社みずほコーポレート銀行 (常任代理人資産管理サービス信託銀行株式 会社)	東京都千代田区丸の内1-3-3 (東京都中央区晴海1-8-12)	3,915	2.87
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信 託口)	東京都港区浜松町2-11-3	3,709	2.72
アイシン精機株式会社	愛知県刈谷市朝日町2-1	3,133	2.30
計		72,703	53.46

(注) 1 上記のほか、当社が実質的に所有している自己株式が3,486千株あります(発行済株式総数に対する所有株式数の割合2.56%)。

2 ロバート ボッシュ エル・エル・シー及びその共同保有者(ブルフゼントラム ボックスベルグ ゲーエムベアー)から平成19年3月29日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)の写しにより、平成19年1月3日現在で18,497,000株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、それぞれの会社の所有株式数は、次のとおりであります。

ロバート ボッシュ エル・エル・シー 15,297,000株  
ブルフゼントラム ボックスベルグ ゲーエムベアー 3,200,000株

3 株式会社みずほコーポレート銀行及びその共同保有者(みずほ信託銀行株式会社及びみずほ投信投資顧問株式会社)から平成22年4月7日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)の写しにより、平成22年3月31日現在で9,210,454株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、それぞれの会社の所有株式数は、次のとおりであります。

株式会社みずほコーポレート銀行 3,915,754株  
みずほ信託銀行株式会社 5,082,900株  
みずほ投信投資顧問株式会社 211,800株

## (7)【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,486,400	-	単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 132,387,900	1,323,869	同上
単元未満株式	普通株式 118,043	-	-
発行済株式総数	135,992,343	-	-
総株主の議決権	-	1,323,869	-

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が3,500株(議決権35個)含まれております。また、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質所有していない株式1,000株(議決権10個)は、株式数の欄には含まれておりますが、議決権の数の欄には含まれておりません。

2 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式40株が含まれております。

## 【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 曙ブレーキ工業(株)	東京都中央区日本橋 小網町19-5	3,486,400	-	3,486,400	2.56
計	-	3,486,400	-	3,486,400	2.56

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質所有していない株式が1,000株(議決権10個)あります。なお、当該株式数は、上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

## 2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	519	505	475	425	487	515
最低(円)	463	409	397	360	399	420

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりです。

### (1) 役職の異動

新役名及び職名		旧役名及び職名		氏名	異動年月日
取締役	専務執行役員 渉外・広報管掌 コンプライアンス担当 内部監査担当	取締役	専務執行役員 渉外・広報管掌	西垣 順充	平成22年7月1日
取締役	専務執行役員 営業管掌 北米事業担当	取締役	専務執行役員 営業管掌	斉藤 剛	平成22年7月1日

## 第5【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第2四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。



1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	20,646	16,754
受取手形及び売掛金	41,462	26,624
有価証券	7,400	10,800
商品及び製品	2,688	4,699
仕掛品	1,775	1,587
原材料及び貯蔵品	8,095	6,077
繰延税金資産	1,616	1,983
その他	4,496	4,642
貸倒引当金	20	22
流動資産合計	88,157	73,144
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	44,540	44,715
減価償却累計額	27,137	26,635
建物及び構築物(純額)	17,404	18,080
機械装置及び運搬具	119,646	118,469
減価償却累計額	92,446	90,296
機械装置及び運搬具(純額)	27,199	28,173
土地	21,452	21,498
建設仮勘定	2,534	4,478
その他	18,834	18,509
減価償却累計額	17,443	17,133
その他(純額)	1,390	1,376
有形固定資産合計	69,979	73,605
無形固定資産		
のれん	106	205
その他	1,163	1,110
無形固定資産合計	1,269	1,315
投資その他の資産		
投資有価証券	8,923	9,199
繰延税金資産	5,524	6,150
その他	696	804
貸倒引当金	99	98
投資その他の資産合計	15,044	16,055
固定資産合計	86,291	90,976
資産合計	174,448	164,120

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	29,162	16,553
短期借入金	6,727	6,742
1年内償還予定の社債	-	100
1年内返済予定の長期借入金	8,744	4,568
未払法人税等	614	560
賞与引当金	1,866	1,877
事業構造改善引当金	-	410
設備関係支払手形	157	233
その他	6,160	7,270
流動負債合計	53,429	38,313
固定負債		
長期借入金	48,593	55,610
退職給付引当金	4,900	5,908
役員退職慰労引当金	29	165
繰延税金負債	1,143	909
再評価に係る繰延税金負債	4,268	4,268
在外子会社の事業譲受に係る特定勘定	5,405	7,615
その他	2,150	2,246
固定負債合計	66,489	76,721
負債合計	119,919	115,034
純資産の部		
株主資本		
資本金	19,939	19,939
資本剰余金	14,244	14,248
利益剰余金	12,951	8,661
自己株式	2,347	2,404
株主資本合計	44,788	40,445
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	602	771
土地再評価差額金	5,882	5,882
為替換算調整勘定	3,883	3,303
評価・換算差額等合計	2,601	3,349
新株予約権	283	234
少数株主持分	6,858	5,058
純資産合計	54,530	49,086
負債純資産合計	174,448	164,120

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
売上高	58,880	116,781
売上原価	51,016	99,685
売上総利益	7,864	17,095
販売費及び一般管理費	7,724	8,840
営業利益	140	8,256
営業外収益		
受取利息	36	41
受取配当金	49	67
持分法による投資利益	4	3
その他	292	240
営業外収益合計	381	350
営業外費用		
支払利息	768	662
その他	404	307
営業外費用合計	1,171	970
経常利益又は経常損失( )	650	7,636
特別利益		
固定資産売却益	3	3
持分変動利益	-	336
事業構造改善引当金戻入額	-	40
補助金収入	40	34
子会社適格退職年金制度終了益	73	-
特別利益合計	116	413
特別損失		
固定資産除売却損	13	77
子会社厚生年金基金脱退拠出金	62	-
特別損失合計	75	77
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失( )	610	7,972
法人税、住民税及び事業税	202	741
法人税等調整額	241	1,362
法人税等合計	444	2,103
少数株主損益調整前四半期純利益	-	5,869
少数株主利益	1	917
四半期純利益又は四半期純損失( )	167	4,952

## 【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
売上高	31,527	60,345
売上原価	26,596	51,922
売上総利益	4,932	8,424
販売費及び一般管理費	3,985	4,565
営業利益	947	3,859
営業外収益		
受取利息	28	21
受取配当金	2	2
持分法による投資利益	7	8
雇用調整助成金	58	-
その他	166	113
営業外収益合計	261	144
営業外費用		
支払利息	410	326
その他	190	246
営業外費用合計	599	572
経常利益	609	3,431
特別利益		
固定資産売却益	2	1
持分変動利益	-	336
事業構造改善引当金戻入額	-	40
補助金収入	20	17
子会社適格退職年金制度終了益	73	-
特別利益合計	95	394
特別損失		
固定資産除売却損	3	74
子会社厚生年金基金脱退拠出金	62	-
特別損失合計	65	74
税金等調整前四半期純利益	639	3,751
法人税、住民税及び事業税	42	105
法人税等調整額	111	594
法人税等合計	69	698
少数株主損益調整前四半期純利益	-	3,053
少数株主利益	144	528
四半期純利益	426	2,525

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失( )	610	7,972
減価償却費	4,799	4,945
貸倒引当金の増減額( は減少)	8	1
退職給付引当金の増減額( は減少)	1,021	1,006
受取利息及び受取配当金	86	107
支払利息	768	662
持分法による投資損益( は益)	4	3
固定資産除売却損益( は益)	10	74
売上債権の増減額( は増加)	1,864	15,573
たな卸資産の増減額( は増加)	97	536
仕入債務の増減額( は減少)	183	13,116
その他	566	3,206
小計	1,697	6,339
利息及び配当金の受取額	86	107
利息の支払額	771	669
法人税等の支払額	197	503
法人税等の還付額	1,101	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,916	5,275
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	-	2,700
有価証券の償還による収入	-	3,000
定期預金の預入による支出	4,595	5,903
定期預金の払戻による収入	-	6,000
有形固定資産の取得による支出	2,479	2,620
有形固定資産の売却による収入	33	233
投資有価証券の取得による支出	7	8
事業譲受による支出	-	405
その他	38	104
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,010	2,507
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額( は減少)	3,089	356
短期社債の純増減額( は減少)	4,985	-
長期借入れによる収入	12,381	-
長期借入金の返済による支出	2,274	2,504
社債の償還による支出	100	100
配当金の支払額	3	658
少数株主への配当金の支払額	34	215
少数株主からの払込みによる収入	-	1,295
自己株式の純増減額( は増加)	5	1
その他	80	10
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,822	1,836
現金及び現金同等物に係る換算差額	69	43
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	3,204	889
現金及び現金同等物の期首残高	31,625	21,552
現金及び現金同等物の四半期末残高	28,421	22,441

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 第1四半期連結会計期間より、アケボノテック株式会社及び株式会社曙マネジメントサービスは、当社と簡易吸収合併したため、連結の範囲から除外しております。 (2) 変更後の連結子会社の数 31社
2. 会計処理基準に関する事項の変更	(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。なお、この変更が四半期連結財務諸表に与える影響はありません。 (2) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号平成20年3月10日)を適用しております。なお、この変更が四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

【表示方法の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
(四半期連結損益計算書)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第2四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。
	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
(四半期連結損益計算書)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第2四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

## 【注記事項】

## (四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<b>1 偶発債務</b> <b>(1) 保証債務</b> 連結子会社以外の会社の銀行よりの借入金に対し、債務保証を行っております。 協同組合ウイングバレイ 48百万円 合計 48百万円 なお、協同組合ウイングバレイに対する債務保証は、他社負債額を含めた連帯保証債務総額351百万円のうちの当社グループ負担額であります。	<b>1 偶発債務</b> <b>(1) 保証債務</b> 連結子会社以外の会社の銀行よりの借入金に対し、債務保証を行っております。 協同組合ウイングバレイ 121百万円 合計 121百万円 なお、協同組合ウイングバレイに対する債務保証は、他社負債額を含めた連帯保証債務総額391百万円のうちの当社グループ負担額であります。
	<b>2 担保資産</b> 建物及び構築物 1,212百万円 土地 702百万円 合計 1,914百万円

## (四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 従業員給料 2,098百万円 従業員賞与引当金繰入額 269百万円 退職給付費用 371百万円	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 従業員給料 2,729百万円 従業員賞与引当金繰入額 410百万円 退職給付費用 321百万円

前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 従業員給料 1,010百万円 従業員賞与引当金繰入額 202百万円 退職給付費用 185百万円	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 従業員給料 1,541百万円 従業員賞与引当金繰入額 307百万円 退職給付費用 162百万円

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年9月30日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年9月30日現在)
現金及び預金勘定 20,516百万円 有価証券勘定に含まれる譲渡性預金 12,500百万円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 4,595百万円 現金及び現金同等物 28,421百万円	現金及び預金勘定 20,646百万円 有価証券勘定に含まれる譲渡性預金 7,400百万円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金及び譲渡性預金 5,605百万円 現金及び現金同等物 22,441百万円

## (株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 135,992千株

## 2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 3,504千株

## 3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 283百万円

## 4. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月18日 定時株主総会	普通株式	662	5.00	平成22年3月31日	平成22年6月21日	利益剰余金

## (2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年11月2日 取締役会	普通株式	663	5.00	平成22年9月30日	平成22年12月6日	利益剰余金



(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

当社及び連結子会社の事業は、ブレーキ製品関連事業のみの単一セグメントであるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	19,001	7,994	807	3,726	31,527	-	31,527
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,499	22	316	21	1,859	(1,859)	-
計	20,500	8,016	1,123	3,747	33,386	(1,859)	31,527
営業利益又は営業損失( )	650	294	7	530	892	55	947

前第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	35,762	15,143	1,395	6,580	58,880	-	58,880
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	2,585	157	615	52	3,409	(3,409)	-
計	38,347	15,300	2,011	6,631	62,290	(3,409)	58,880
営業利益又は営業損失( )	407	1,029	19	679	39	101	140

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国

北米...米国 欧州...仏国・英国 アジア...中国・インドネシア・タイ

3 「消去又は全社」に含めた金額及び主な内容は、セグメント間取引の消去であり配賦不能営業費用はありません。

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間（自平成21年7月1日至平成21年9月30日）

	北米	欧州	アジア	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	7,508	831	4,337	107	12,784
連結売上高(百万円)	-	-	-	-	31,527
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	23.8	2.6	13.8	0.3	40.5

前第2四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）

	北米	欧州	アジア	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	14,504	1,436	7,394	283	23,618
連結売上高(百万円)	-	-	-	-	58,880
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	24.6	2.4	12.6	0.5	40.1

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的接近度によっております。

2 本国以外の区分に属する主な国又は地域

- (1) 北米.....米国、カナダ
- (2) 欧州.....ドイツ、仏国
- (3) アジア.....インドネシア、台湾、中国、タイ
- (4) その他の地域...南米

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(海外売上高区分の方法の変更)

海外売上高区分の方法について、従来、「北米」、「欧州」及び「その他の地域」の3区分としておりましたが、アジア地域での今後の事業展開の重要性に鑑み、第1四半期連結会計期間より海外売上高区分を「北米」、「欧州」及び「その他の地域」と新たに「アジア」を加えた4区分とすることに致しました。

なお、前第2四半期連結会計期間及び前第2四半期連結累計期間の海外売上高を、新たな海外売上高区分の方法によると次のとおりであります。

前第2四半期連結会計期間（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）

	北米	欧州	アジア	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	13,352	909	5,211	507	19,979
連結売上高(百万円)					46,589
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	28.7	2.0	11.2	1.1	42.9

前第2四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）

	北米	欧州	アジア	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	27,331	1,886	9,196	849	39,262
連結売上高(百万円)					90,157
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	30.3	2.1	10.2	0.9	43.5

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当第2四半期連結累計期間（自平成22年4月1日至平成22年9月30日）及び当第2四半期連結会計期間（自平成22年7月1日至平成22年9月30日）

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当社の取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社グループは、主にブレーキ製品を生産・販売しており、各地域の現地法人が包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、「日本」、「北米」、「欧州」、「中国」、「タイ」、「インドネシア」の6つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第2四半期連結累計期間（自平成22年4月1日至平成22年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	日本	北米	欧州	中国	タイ	インド ネシア			
売上高									
外部顧客への売上高	44,486	60,119	1,495	2,475	1,598	6,607	116,781	-	116,781
セグメント間の内部 売上高又は振替高	3,854	99	475	8	75	600	5,111	5,111	-
計	48,341	60,218	1,970	2,483	1,673	7,206	121,892	5,111	116,781
セグメント利益又は損 失( )	4,969	1,365	67	428	218	1,269	8,182	74	8,256

当第2四半期連結会計期間（自平成22年7月1日至平成22年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	日本	北米	欧州	中国	タイ	インド ネシア			
売上高									
外部顧客への売上高	22,447	31,551	727	1,317	834	3,469	60,345	-	60,345
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,912	20	239	4	39	330	2,543	2,543	-
計	24,359	31,571	966	1,321	873	3,799	62,889	2,543	60,345
セグメント利益又は損 失( )	2,107	688	48	248	111	692	3,797	62	3,859

(注)1 セグメント利益又は損失( )の調整額は、セグメント間取引消去であります。

2 セグメント利益又は損失( )は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

## (企業結合等関係)

当第2四半期連結会計期間

(自平成22年7月1日  
至平成22年9月30日)

(会社分割(簡易吸収分割)による連結子会社への事業承継と当該連結子会社に係わる第三者割当増資)

当社は、当社の産業機械・鉄道事業の営業に関する権利義務を連結子会社である曙ブレーキ産機鉄道部品販売株式会社(以下、「曙産鉄販売」という)に承継させる会社分割(簡易吸収分割)を行うとともに、曙産鉄販売において、伊藤忠商事株式会社を割当先とする第三者割当増資を実施しました。

## 会社分割及び第三者割当増資の目的

当社の産業機械及び鉄道営業部門を、連結子会社である曙産鉄販売に吸収分割することにより、産業機械及び鉄道事業の営業部門を一体化し、業務をより一層効率化・合理化・強化するため、また、曙産鉄販売における伊藤忠商事株式会社とのアライアンスの一環として、第三者割当増資により、今後のグローバル戦略を構築するための財務基盤を強化するためであります。

## 会社分割の概要

## (1) 企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称

企業結合日

平成22年9月1日

企業結合の法的形式

当社を分割会社、曙産鉄販売を承継会社とする簡易吸収分割

結合後企業の名称

曙ブレーキ産機鉄道部品販売株式会社

## (2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

## 第三者割当増資の概要

(1) 新株発行数 26,000株

(2) 発行価額 1株につき50,000円

(3) 発行総額 1,300百万円

(4) 増資後持分比率 当社 66.0%

伊藤忠商事株式会社 31.1%

伊藤忠オートモビル株式会社 2.9%

(5) 払込期日 平成22年9月1日

## (1株当たり情報)

## 1 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	357円68銭	1株当たり純資産額	330円76銭

## 2 1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失等

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)		当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	
1株当たり四半期純損失	1円56銭	1株当たり四半期純利益	37円38銭
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	37円25銭

(注) 1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失		
四半期純利益又は四半期純損失( )(百万円)	167	4,952
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失( ) (百万円)	167	4,952
期中平均株式数(千株)	107,360	132,449
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	471

前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	
1株当たり四半期純利益	3円97銭	1株当たり四半期純利益	19円06銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	3円95銭	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	18円99銭

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
1株当たり四半期純利益		
四半期純利益(百万円)	426	2,525
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	426	2,525
期中平均株式数(千株)	107,371	132,479
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	343	446

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

### (1) 中間配当

平成22年11月2日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 配当金の総額.....663百万円

(ロ) 1株当たりの金額.....5円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成22年12月6日

(注) 平成22年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

### (2) 訴訟

当社の北米統括会社アケボノコーポレーション（ノースアメリカ）の100%連結子会社であるアムブレーキコーポレーション（米国ケンタッキー州、以下「AMB」といいます。）に対し、DPH Holdings Corporation及びその関係会社（旧Delphi Corporation、以下「原告」といいます。）より訴訟が提起されました。

原告は、平成17年10月8日及び14日に米国連邦倒産法第11章に基づく倒産手続開始を申し立てました。

また原告は、上記申立日である平成17年10月8日より前90日以内に、原告に対して売掛債権を有していたAMBに対し、債務の一部を弁済した行為は、同法第547条に定める偏頗弁済に該当するとして、平成19年9月26日、ニューヨーク州南部地区連邦破産裁判所（以下「裁判所」といいます。）に偏頗弁済否認の訴えを起しました。

上記訴えはAMBを含む177社に対してなされましたが、訴状送達なしに秘密裏に行われたため、AMBを含む被告各社は、平成22年3月19日付の原告からの通知を受け、初めて訴訟提起の事実を知らされました。AMBに関しては偏頗弁済額39,172,886.19米ドル（約3,354百万円）の返還請求という内容です。

AMBを含む被告各社は平成22年7月2日、裁判所に対し、平成19年9月26日に提起された訴訟そのものの棄却およびこの訴訟を秘密裏に扱うことを許可した裁判所の命令の取消を求める反論書を提出しました。

これを受け、平成22年7月22日の聴聞会において、裁判所は、被告各社が求めた訴訟の棄却・命令の取消は認めなかったものの、原告に対し、訴状が事実を十分に記載していないとして、その補正を命じました。

この命令を受け、原告は平成22年9月7日、被告会社をAMBを含む165社に絞った上で、AMBに対しては、返還請求する偏頗弁済額を82,134,109.82米ドル（約7,032百万円）に増額する補正を行った訴状を提出しました。

当社及びAMBは、返還義務はないものと認識しておりますので、今後は法廷において反論を行うなど、適切に対応していく方針です。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月5日

曙ブレーキ工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石塚 雅博 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 塚原 元章 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている曙ブレーキ工業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、曙ブレーキ工業株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、北米の連結子会社が新たに設立した100%子会社ABMA, LLCは、平成21年9月23日にRobert Bosch LLCからブレーキ事業の一部を譲受ける事業譲渡契約を締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月10日

曙ブレーキ工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石塚 雅博 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 塚原 元章 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている曙ブレーキ工業株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、曙ブレーキ工業株式会社及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。